

令和8年度

札幌市アイヌ住宅新築資金等の貸付制度のご案内

この制度は、札幌市に在住しているアイヌ民族が居住するための住宅の新築、改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な資金を、一定の範囲内で、貸付するものです。

札幌市 市民文化局
市民生活部 アイヌ施策課
(☎211-2399)
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

アイヌ住宅新築資金等貸付金の借受申請をする場合、次のような内容となっておりますので、よくお読みになって手続きをするようにして下さい。

1 貸付を受けることができる方

(1) 住宅の新築

申請者自ら居住する住宅を有しない方、又は、居住している住宅の居住性が良くない状態にあり、改修によりその状態が改善される見込みのないものの所有者で下記の条件を備えている方。

(2) 住宅の改修

老朽化した住宅または、防災上、衛生上もしくは居住性が良くない状態にある住宅で、改修によりその状態が改善され、耐久性が増す見込みのある改修をしようとする住宅の所有者、又は改修をしようとする住宅の居住者で改修することに正当な権限を有する方で下記の条件を備えている方。

(3) 宅地の取得

自ら居住するための住宅の用に供する土地、又は借地権を有しない方で、下記の条件を備えている方。

記

- (1) 貸付申込み日を基準日として、市内に1年以上（宅地取得資金借入者は2年以上）居住している。
- (2) 市税を現に滞納していない。
- (3) 返済能力があり貸付金の償還が確実である。
- (4) 貸付年度内に工事等が完了する。
- (5) 連帯保証人1名を立てることができる（ただし、借入資格の審査にあたり、同居人の収入を合算する場合は、当該同居人も連帯保証人に追加することが条件）。
- (6) 申込時に成年者で、完済時に80歳未満である。

連帯保証人の条件

- (1) 市内に居住する方（特別な事情がある場合は道内でも可）。
- (2) 成年被後見人でない方。
- (3) 借受人と生計を別にする成年者。
- (4) 借受人に準じる収入を有する方。
- (5) 市税を滞納していない方。
- (6) 現にアイヌ住宅資金の貸付を受けていない方。
- (7) 現にアイヌ住宅資金の他の連帯保証人でない方。
- (8) アイヌ住宅資金以外の住宅等の購入に係る借入がある場合は次の要件を満たす方。

- ・ 弁済状況が良好で、滞納していない。
- ・ 弁済額が借入額の概ね80%以上に達している。又は、借受人のアイヌ住宅資金の年間返済額が連帯保証人となろうとする方の年間収入額の15%以下であること。

2 貸付の条件

(1) 貸付限度額

- ア 住宅新築資金 780万円（ただし、1㎡あたりの建築単価の75倍まで）
- イ 住宅改修資金 490万円
- ウ 宅地取得資金 590万円（ただし、1㎡あたりの取得単価の300倍まで）

(2) 貸付対象規模

- ア 住宅新築資金 30㎡以上125㎡以下（ただし60歳以上の者、または6人以上の親族が同居する場合は165㎡まで可）
- イ 住宅改修資金 増築・改築・修繕・模様替え・設備の改善
- ウ 宅地取得資金 100㎡以上400㎡以下（ただし共同住宅の場合は一戸当たり50㎡以上から可）

(3) 利率

年2%

(4) 償還年限

貸付額に応じ、それぞれ定める期間以内。

- ア 住宅新築資金 30万円以上60万円未満12年
60万円以上200万円未満15年
200万円以上780万円以下25年（中古住宅は20年以内）
- イ 住宅改修資金 3万円以上30万円未満9年
30万円以上60万円未満12年
60万円以上490万円以下15年
- ウ 宅地取得資金 30万円以上60万円未満12年
60万円以上200万円未満15年
200万円以上590万円以下25年

(5) 償還方法

元利均等月賦償還

[償 還 例]

ケース例	月々の返済額
780万円を借りて25年で償還の場合	33,060円
490万円を借りて15年で償還の場合	31,531円
590万円を借りて25年で償還の場合	25,007円

※その他の条件についてはお問い合わせください。

3 借受者負担の諸経費

- (1) 申請等に必要書類の取得費用（証明書料等々）
- (2) 貸付契約書の印紙代（1契約2枚）（借入金100万円超～500万円以下は1契約につき2千円、500万円超1,000万円以下は1契約につき1万円の印紙が必要）
- (3) 所有権・抵当権設定に要する費用（抵当権設定には4万円から5万円）
- (4) その他の必要な諸経費

4 住宅新築資金等貸付申請に必要な書類一覧

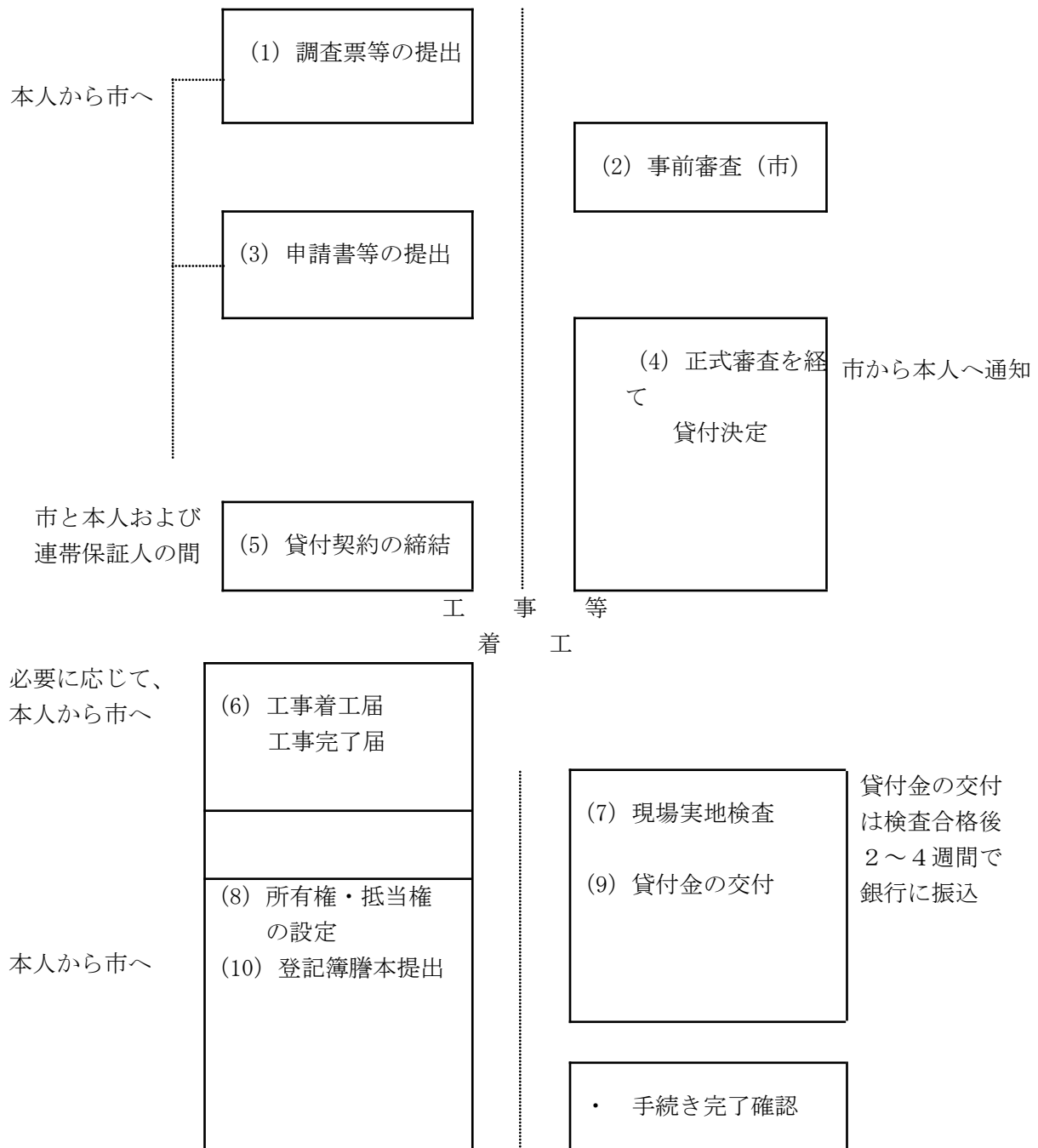
	新築	改修	宅地	備 考
(1) 借受申請書	○	○	○	
(2) 世帯全員の住民票	◎	◎	◎	
(3) 印鑑証明書	◎	◎	◎	
(4) 所得証明書	◎	◎	◎	
(5) 納税証明書	◎	◎	◎	
(6) 身分証明書	◎	◎	◎	
(7) 売買契約書または工事請負契約書の写し	○	○	○	全ページ
(8) 見積書の写し	○	○		
(9) 付近見取り図の写し	○	○	○	
(10) 平面図の写し	○	○	○	
(11) 配置図の写し	○	○		
(12) 建築物エネルギー消費性能基準に適合すること証する書類	○			
(13) 建築確認通知書または検査済証の写し	△	△		(参考)
(14) 建物の登記簿謄本または家主の承諾書	○	○		原本。抄本は不可
(15) 土地の登記簿謄本または地主の承諾書	○	○	○	原本。抄本は不可
(16) 同意書	◎	◎	◎	

(注1) ◎印は連帯保証人も必要です。

(注2) 場合によっては、その他必要と認められる書類も提出していただきます。

5 貸付までの手続きの流れ

(一般的な例を示したものです。個別の事情があれば
ご相談ください。)



* 住宅資金貸付の相談・その他お困り事の相談は、札幌市アイヌ文化交流センター及び札幌市共同利用館で行っています。アイヌ生活相談員までお気軽にお尋ねください。

札幌市アイヌ文化交流センター：札幌市南区小金湯27番地 TEL 596-1610

札幌市共同利用館：札幌市白石区本通20丁目南1-56 TEL 862-1841